

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ケアビレッジ箱根崎（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、当施設利用開始日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。銀行引落は28日、郵便局は20日の引落です。土・日曜に重なった場合は、翌週の月曜日に引落します。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額300,000円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実

費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の開示請求を提出し記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会及び研修を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（虐待の防止等）

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会及び研修を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（褥瘡対策等）

第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための対策を検討し委員会及び研修を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供す

る場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 12 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

- 4 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

- 5 前項 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(要望又は苦情等の申出)

第 14 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 15 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設ケアビレッジ箱根崎のご案内
(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ケアビレッジ箱根崎
- ・開設年月日 平成 6 年 4 月 8 日
- ・所在地 熊本県熊本市北区植木町正清 888
- ・電話番号 096-274-7700 ・ファックス番号 096-274-7300
- ・管理者名 関 義憲
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4352580015 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケアビレッジ箱根崎の運営方針]

- ・個人の意思を尊重し、質の高い生活の場を提供いたします
- ・実り豊かな人生のひと時を快適に過ごしていただけるよう支援いたします
- ・家庭復帰を目指したリハビリテーション医療と看護・介護サービスを提供いたします
社会福祉の充実を目指し、在宅高齢者の生活を支援いたします

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1 名以上			療養上適切な診療を行う
・看護職員	10 名以上			病状に応じて適切な看護業務
・薬剤師	適当数			医師の処方により、薬の管理
・介護職員	24 名以上			病状に応じて適切な介護業務
・支援相談員	1 名以上			相談に応じ適切な助言、援助
・理学療法士	1 名以上			機能回復、自立支援介助
・作業療法士				
・言語聴覚士				
・栄養士	1 名以上			管理栄養、及び栄養指導
・介護支援専門員	1 名以上			介護サービス作成、実施、変更
・事務職員	適当数			庶務及び経理事務等
・その他	適当数			リハ助手、入浴介助、送迎等

(4) 入所定員等 ・定員 98 名（うち認知症専門棟 24 名）

ユニット	1 階一般	2 階一般	A	B	D
ベッド数	20 室	24 室	12 室	12 室	14 室

(5) 通所定員 80 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事提供時間（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食：8時00分、昼食：12時00分、おやつ：15時00分、夕食：18時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。最低週に2回はご利用いただき、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（入所前の指導）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助
- ⑩ 栄養管理
- ⑪ 面会
日 時：月曜～土曜日（祝祭日含む）午後2時～午後4時30分
予 約：前日までに電話又は公式LINE登録による受付
人 数：1日2名まで
時 間：15分以内
制限者：18歳未満、体温37度以上や咳症状や嘔吐・下痢など体調がすぐれない方、新型コロナやインフルエンザなどの濃厚接触者。
※飲食品の持ち込みや面会時に渡すなどの行為は禁止
※感染症の流行期など施設の状況により面会中止や日時変更
- ⑫ 外出・外泊 届け出用紙を提出します
- ⑬ 洗濯 自宅洗濯と業者委託のいずれかを選び、靴は定期的に交換、洗淨ください
- ⑭ 理美容サービス（原則月2回実施します。）第4月曜日、実費請求あり
※散髪のみ1,600円程度、毛染め／パーマ6,000円程度、髭剃りは実施不可
- ⑮ 基本時間外施設利用サービス（計画にあるサービス提供時間を超えた場合に適用）
- ⑯ 行政手続代行（介護保険・後見人制度などの申請）
- ⑰ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称	熊本市立植木病院	住 所	熊本市北区植木町岩野 285-29
名 称	大塚病院	住 所	熊本市北区植木町豊田 603
名 称	寺尾病院	住 所	熊本市北区小糸山町 759
名 称	北部脳神経外科	住 所	熊本市北区楠野町 1067-1

名 称	大橋通クリニック	住 所	山鹿市大橋通 703
名 称	朝日野総合病院	住 所	熊本市北区室園町 12-10
名 称	くまもと成城病院	住 所	熊本市北区室園町 10-17
名 称	熊本医療センター	住 所	熊本市中央区二の丸 1-5
名 称	山鹿市民医療センター	住 所	山鹿市山鹿 511
名 称	菊南病院	住 所	熊本市北区鶴羽田 3 丁目 1-53
名 称	平井藤岡医院	住 所	山鹿市鹿本町来民 495-1

・協力歯科医療機関

名 称	大坂総合歯科	住 所	山鹿市熊入町 263-1
-----	--------	-----	--------------

4. 施設利用に当たってのその他 留意事項

- ・ 薬の処方、利用者の状態に合わせて変更及び減薬することがあります。
- ・ 居室の移動は、利用者の健康状態の変化、同室の入所者関係など鑑み、変更することがあります
- ・ 飲酒・喫煙はご遠慮ください
- ・ 火気の取扱い
- ・ 設備・備品の利用は、用法に従ってご利用ください
- ・ 金銭・貴重品の管理は、個人で管理してください。施設でのお預かりはいたしません
- ・ 外泊時等の施設外での受診は原則できません
- ・ 一般的に他者への迷惑行為はお控えください
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する
- ・ 私物(補聴器・眼鏡・入れ歯等)の管理は本人でお願い致します(破損、紛失に関して施設では一切責任を負いません)

5. 非常災害対策

- ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓・(年 2 回業者点検)
- ・ 防火訓練 年 2 回 (夜勤帯 1 回・日勤帯 1 回)

6. 業務継続計画の策定等

当施設では、業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しております。

- ・ 防災訓練 年 2 回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、

宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 096-274-7700 事業所内相談室）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階受付付近に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

介護サービス苦情・窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒 862-0911

熊本市東区健軍1丁目18番7号

（電話 096-214-1101）

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで。

上記以外は留守番電話にて応じます。

熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課

〒 860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

（電話 096-328-2347）

※情報提供者の秘密は厳守します。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

ホームページURL <https://www.hakonezaki.or.jp>